(九)　特定船舶の特別償却制度について、対象資産から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶で、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものを除外することとした。（租税特別措置法施行令第五条の八、第二八条及び第三九条の四九関係）

(一〇)　関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、対象となる研究所用の施設に係る要件のうちその取得等に必要な資金の額の最低限度を三億五、〇〇〇万円以上（改正前三億円以上）に引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第二八条の四関係）

(一一)　共同利用施設の特別償却制度について、対象となる共同利用施設の取得価額の最低限度を四〇〇万円以上（改正前二〇〇万円以上）に引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第二八条の六及び第三九条の五三関係）

(一二)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法施行令等の規定による取得価額とするとともに、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第六条の三、第二八条の九及び第三九条の五六関係）

(1)　沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、産業高度化・事業革新促進地域及び国際物流拠点産業集積地域に係る措置の対象となる事業の見直しを行った上、各地区に係る適用期限を一年延長する。

(2)　過疎地域に係る措置について、対象となる地区、対象となる事業の範囲等を定めるとともに、その適用対象期間を特定過疎地域持続的発展市町村計画の計画期間の初日又はその特定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日のいずれか遅い日から令和六年三月三一日までとする。

(3)　半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置の適用期限を二年延長する。

(一三)　医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象となる医療用機器のうち構想区域等内の診療所における効率的な活用を図る必要があるものについては一定の要件を満たすものに限ることとした。（租税特別措置法施行令第六条の四及び第二八条の一〇関係）

(一四)　特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例について、繰延資産に係る償却限度額の計算方法の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三〇条及び第三九条の六九関係）

(一五)　中小企業事業再編投資損失準備金制度について、益金算入額の計算方法の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三二条の三及び第三九条の七三関係）

(一六)　中小企業者等の貸倒引当金の特例について、割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業に係る法定繰入率を一、〇〇〇分の七（改正前一、〇〇〇分の一三）に引き下げることとした。（租税特別措置法施行令第三三条の七及び第三九条の八六関係）

(一七)　農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、損金算入限度額及び圧縮限度額となる所得の金額は、積立て後五年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の取崩しにより益金の額に算入される金額を益金の額に算入しないものとして計算することとした。（租税特別措置法施行令第一六条の二、第一六条の三、第三七条の二、第三七条の三、第三九条の九一及び第三九条の九二関係）

(一八)　株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例について、外国法人が株式交付により株式交付親会社の株式の交付を受けた場合の本特例の適用に関する事項、株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額の算定の方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一二の三、第三九条の一〇の三及び第三九条の一一〇関係）

(一九)　技術研究組合の所得の計算の特例について、対象となる固定資産から鉱業権を除外することとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二一関係）

(二〇)　特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例について、特定業績連動給与の要件の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二二の二及び第三九条の一二一の三関係）

(二一)　認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例について、連結欠損金額に係る超過控除対象額及び個別超過控除対象額の合計額のうちその認定事業適応法人の投資の額に対応する部分の金額の計算、認定事業適応法人の各特例事業年度において生じた欠損金額の一部が特例対象欠損金額である場合の本特例の適用に関する事項等の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二三の二及び第三九条の一二一の四関係）

(二二)　投資法人に係る課税の特例及び特定投資信託に係る受託法人の課税の特例における事業年度終了の時において有する特定の資産の総資産に対する割合が二分の一超であることとの要件について、資産の貸付けをした場合において、その資産の売却を行ったものとしてその売却の額に係る金銭債権を貸借対照表に計上しているときは、その金銭債権の帳簿価額をその資産の帳簿価額とみなして、その割合を計算することとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三二の三及び第三九条の三五の三関係）

(二三)　公益法人等の損益計算書等の提出について、損益計算書等の提出を要しない法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、敷地分割組合を加えることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三七関係）

3　国際課税

(一)　振替公社債等の利子等の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第三条、第三条の二及び第二六条の二〇関係）

(1)　次に掲げる書類の特定振替機関に対する書面による提出に代えて、当該特定振替機関に対して当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができる。この場合において、当該提供があったときは、当該書類の提出があったものとみなす。

イ　適格外国仲介業者の承認申請書

ロ　適格口座管理機関の承認申請書

(2)　右記(1)により右記(1)イ又はロに掲げる書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、特定振替機関に対する書面による当該書類に添付すべき書類の提出に代えて、当該特定振替機関に対して当該添付すべき書類に記載されるべき事項の情報通信の技術を利用する方法による提供を行うことができる。この場合において、当該提供を行った者は、当該書類に当該添付すべき書類を添付して、提出したものとみなす。

(二)　民間国外債等の利子の課税の特例等について、非課税適用申告書等の提出を受ける者が当該非課税適用申告書等の写しを作成し、当該写しを保存することに代えて、当該非課税適用申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を保存することができることとした。（租税特別措置法施行令第三条の二の二、第二七条及び第二七条の二関係）

(三)　居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例における課税対象金額に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき特定外国関係会社等から受ける剰余金の配当等の額に係る外国所得税の額について、その剰余金の配当等の額のうち本特例との二重課税調整の適用を受ける金額に対応する部分に限ることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一九及び第二五条の二五関係）